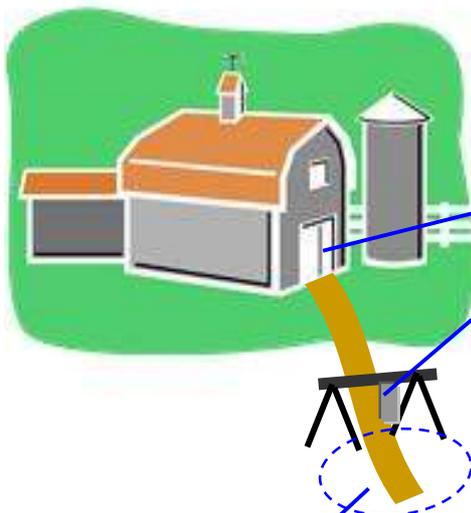




岩手県北家畜衛生協議会
岩手県県北家畜保健衛生所

飼養衛生管理基準を守り、 農場への伝染病侵入防止に努めましょう!!

家畜伝染病予防法第12条により、家畜の所有者は、「飼養衛生管理基準」を守らなければなりません。農場における衛生対策を今一度見直し、伝染病侵入防止、生産性向上に努めましょう。



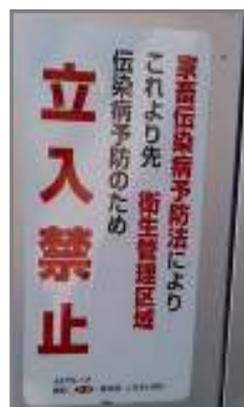
衛生管理区域出入口の 消毒設備設置の実施例

農場入り口に、消石灰を散布し、敷地内に入る車両を消毒しましょう。



※ 曜日を決めて、毎週、散布をすると効果的です。

立入制限の実施例



農場（衛生管理区域）出入口等に立看板を設置し、部外者の立ち入りを制限しましょう。



鳥インフルエンザ対策の再徹底をお願いします。

渡り鳥も飛来し、本格的な冬の到来です。

我が国では、平成 23 年 3 月の最終発生以降、養鶏場での鳥インフルエンザの発生は確認されていませんが、昨年度も死亡野鳥の検査により 3 県で鳥インフルエンザウイルスあるいはその遺伝子が検出されています。

また、海外では、中国、ベトナム等の近隣諸国で散発的に発生し、平成 24 年 11 月には台湾の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザ（H5N2）の発生が確認されており、

【平成23年度国内発生状況】

回収場所	回収日時	種名	検査結果
島根県（松江市）	H23. 11. 7	コハクチョウ	低病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1）
宮城県（角田市）	H23. 12. 26	オオハクチョウ	A型インフルエンザウイルス遺伝子検出（ウイルスは分離されず）
岩手県（滝沢村）	H24. 2. 29	カルガモ	低病原性鳥インフルエンザウイルス（H7N1）

依然として海外から本ウイルスが侵入する可能性は高いものと考えられます。

養鶏場の皆様には、飼養衛生管理基準の遵守を中心とした侵入防止対策及び異状発見時の早期通報について改めて徹底していただくようお願いします。

また、愛玩用として家きんを飼養されている皆様も、本病の発生予防のため以下の衛生対策の実施をお願いします。

- 1 毎日健康状態を観察し、異状がみられた場合には、最寄りの獣医師又は家畜保健衛生所まで連絡すること。
- 2 飼養者は、野鳥・野生動物の侵入を防ぐため、飼育施設の破損部位を修繕し、防鳥ネットで覆うこと。餌箱は、常に飼育施設内に置き、散乱した餌の清掃を行うこと。
- 3 飼育施設の周囲は消石灰を散布するなど、消毒を行うこと。
- 4 飲み水には水道水を使用し、野鳥が飛来する池や川の水を用いないこと。
- 5 家きんに触れる際には、手指をよく洗浄すること。飼育施設に入る際には、外出時に着用した衣服や靴を着替えること。
- 6 鳥インフルエンザ発生国への渡航を自粛し、やむを得ず渡航する場合には、家畜飼養施設へ立ち入らないこと。

～ 高病原性鳥インフルエンザ 防疫演習を開催 ～

前述のとおり、我が国への鳥インフルエンザウイルスの侵入が危惧されており、特に、この時期、渡り鳥の飛来によりそのリスクが高くなっていると考えられます。

このような状況を踏まえ、平成 24 年 10 月 25 日、岩手県県北家畜保健衛生所並びに岩手県農業研究センター県北農業研究所を会場として、県北広域振興局主催の「高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）防疫演習」が、開催されました。

演習には、県北広域支部構成員及び鳥インフルエンザ等防疫作業支援員を中心に、市町村職員、東北農政局職員も含め総勢 50 余名の参加が参加し、防疫対策の概要や防護服着脱等の講義に加え、生きた鶏の捕獲、殺処分の実動演習が実施されました。参加者も真剣な表情で演習に取り組んでいました。

HPAI の発生予防・まん延防止のためには、飼養者だけでなく、有事に備えた関係者全員の意識向上が必要であり、国内発生が無い今だからこそ、演習を通じて関係者が参集し、危機意識を高め、意識統一ができたことは非常に有意義であったと考えられます。

消毒ポイントでの車両消毒



脱衣前の全身消毒



捕鳥訓練

殺処分の際に必要な「捕鳥」作業の訓練では、普段、鶏に接したことのない参加者が、実際に生きた鶏を追いかけて、暴れないように捕まえる練習をしました。

はじめはおそるおそるでしたが、すぐに、うまく捕まえられるようになりました。



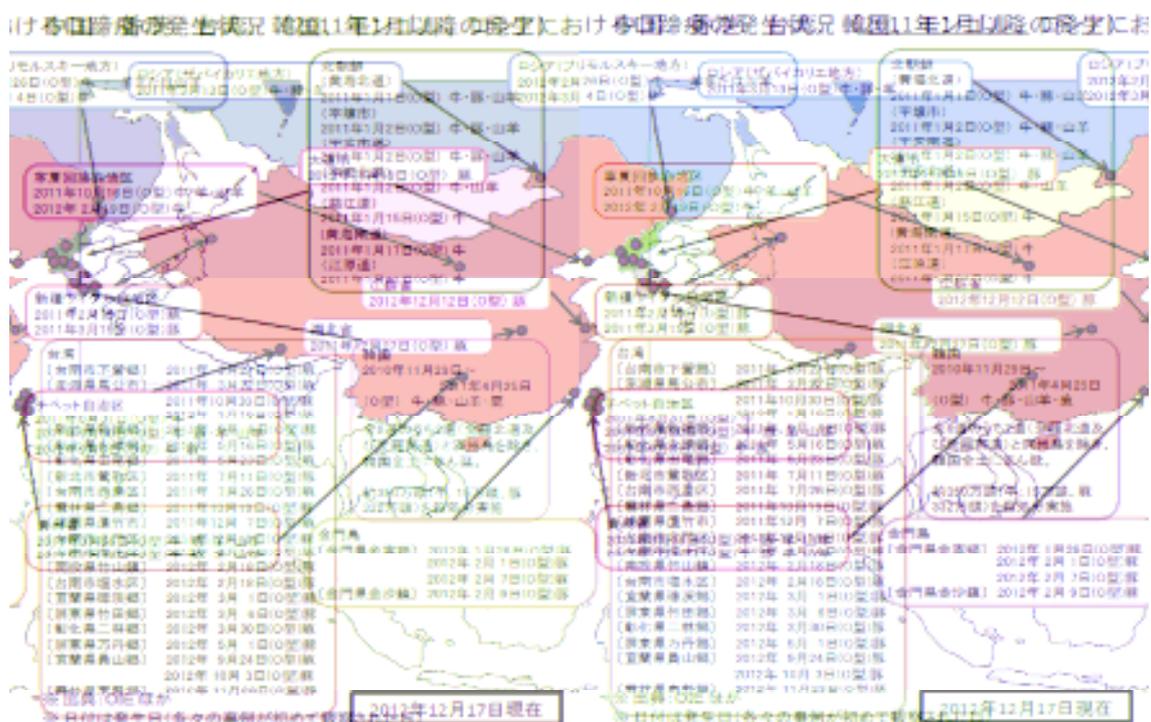
口蹄疫の侵入防止対策は万全ですか・・・？

口蹄疫は、牛、豚、めん羊等の偶蹄類家畜に感染する法定伝染病です。

その被害は、一昨年の宮崎県での発生でわかるとおり非常に甚大で、本病は家畜の伝染病のなかでも最も注意すべき病気の一つです。幸い、一昨年以降国内での発生はありませんが、近隣のアジア諸国では、現在も断続的に発生しており、9月には台湾、チベットで、10月には台湾で、11月には中国、台湾でそれぞれ発生が確認されています。

国や県では、空港などにおける水際対策等を実施していますが、農場個々の侵入防止対策が重要です。あらためて以下の事項を徹底するようお願いします。

- 農場への部外者の出入はなるべく制限し、出入りする際には、**人（靴底）、車、機材等の消毒**を徹底しましょう。
- **畜舎内、農場敷地の消毒**を徹底しましょう。
- 毎日、家畜を観察して、**異状があった場合は、すぐ獣医師や家畜保健衛生所に連絡**しましょう。
- 農場への訪問者、自らの外出先、**消毒の実施状況、飼養家畜の健康状態等について記録・保管**しましょう。
- 口蹄疫が発生している国への渡航は出来る限り控えましょう。やむを得ず渡航した場合は、**①家畜飼養施設に立入らず、②帰国後1週間、衛生管理区域には入らない**ようにしましょう。



＜飛行元・問い合わせ先＞

岩手県県北家畜保健衛生所

電話:0195(49)3006

岩手県北家畜衛生協議会

FAX:0195(49)3008

電話:0195(49)3040